

第2次野洲市総合計画

実施計画

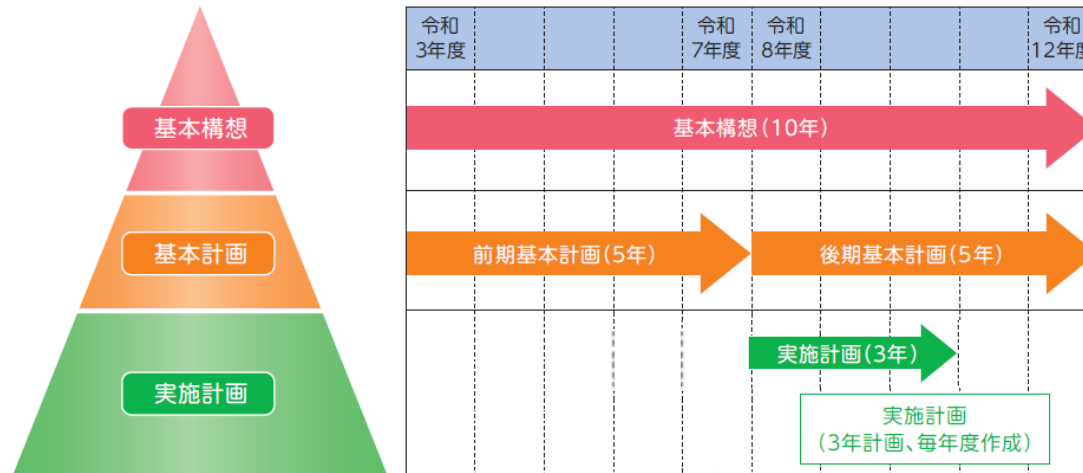
（令和8年度～令和10年度）

令和8年6月

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～令和10年度）について

1. 実施計画の位置づけ

実施計画は、第2次野洲市総合計画において、次のとおり位置づけられています。



○基本構想

中期的な視点で将来都市像を明確にし、これを実現するための基本方針を示します。計画期間は10年とします。

○基本計画

基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策を体系的に示すものです。計画期間は5年とします。

○実施計画

基本計画の施策に基づいて、主要事業の内容や実施時期を明らかにするものです。3年間を見据えた計画とし、毎年度見直しを行います。

2. 実施計画の内容

○この計画の対象とする事業は、第2次野洲市総合計画の基本計画に主要事業として位置付けられた事業であり、基本計画の取組方針ごとに掲載しています。

○計画においては、令和8年度は予算額を掲載しています。また、令和9年度及び令和10年度については、見込額を掲載しています。

○第2次野洲市総合計画の基本構想において、SDGsの実現を基本姿勢としており、実施計画においても、分野ごとに、対応する主なSDGsのゴールを示しています。



(資料) 国際連合

3. 基本計画の施策体系

分野	施策
①子育て・教育・人権	1：子育て支援の充実
	2：青少年の健全育成
	3：学校教育の充実
	4：生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
	5：人権の尊重と多文化共生社会の実現
②福祉・生活	1：健康づくりの推進と地域医療体制の整備
	2：高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
	3：障がい児・者福祉の充実
	4：地域福祉の推進
	5：生活困窮者等への支援の充実
	6：消費者行政・防犯対策の充実
③産業・観光・歴史文化	1：商工業の振興
	2：農林水産業の振興
	3：地域資源を生かした観光の振興
	4：歴史文化遺産の保全・活用

分野	施策
④環境・都市計画・都市基盤整備	1：均衡ある土地利用の推進
	2：自然環境・美しい景観の保全
	3：生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
	4：防災・減災対策の強化
	5：道路ネットワークの整備と交通安全の推進
	6：公共交通の利便性の向上
⑤市民活動・行財政運営	1：市民活動・自治会活動の推進
	2：市民との情報共有の推進
	3：効果的・効率的な行財政運営

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

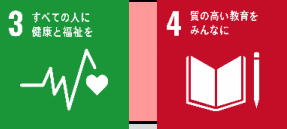
※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画				
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)			
分野①：子育て・教育・人権											
施策1：子育て支援の充実							3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	16 平和と公正をすべての人に	
取組方針①：子育て家庭への支援の充実											
1	子育て家庭への支援	子育て家庭支援課	・乳幼児のいる家庭では、おむつ等の処理に多くのごみ袋を必要とされていることから、子育て世帯の経済的負担の軽減・子育て環境の向上に寄与することを目的に当該年度に出生した子・1歳および2歳の誕生日を迎える乳幼児がいる世帯に、市指定ごみ袋（小）5袋を無料で配布する。	2,880	・乳幼児のいる家庭では、おむつ等の処理に多くのごみ袋を必要とされていることから、子育て世帯の経済的負担の軽減・子育て環境の向上に寄与することを目的に当該年度に出生した子・1歳および2歳の誕生日を迎える乳幼児がいる世帯に、市指定ごみ袋（小）5袋を無料で配布する。	3,000	・乳幼児のいる家庭では、おむつ等の処理に多くのごみ袋を必要とされていることから、子育て世帯の経済的負担の軽減・子育て環境の向上に寄与することを目的に当該年度に出生した子・1歳および2歳の誕生日を迎える乳幼児がいる世帯に、市指定ごみ袋（小）5袋を無料で配布する。	3,000			
取組方針②：安心して子育てできる環境の整備											
2	就学前保育の充実と幼保一体化の推進	こども課	・保育及び教育等の担い手不足の解消を図るため、「野洲市保育人材バンク事業」、「野洲市保育士等保育料補助事業」、「野洲市保育士宿舍借上げ支援事業補助事業」、「野洲市保育士等奨学金返還支援事業費補助事業」、「野洲市新規採用保育士等就職定着給付事業」、「公立園における保育士派遣委託業務」を行う。 ・保育アドバイザーを適正に配置し、引き続き公立保育園、私立保育園の若手保育士を中心に訪問や指導を行い保育の質の向上を図る。 ・こども計画の策定を行うとともに、第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画における見込み量及び確保方策の中間見直しを実施する。 ・野洲幼稚園の移転整備について事業化を行うとともに、その内容を反映した施設整備等実施計画を策定する。 ・持続可能で安定的な幼児教育・保育サービスを提供するため、老朽化した公立園の設備（照明設備、受電設備、空調設備、通信設備等）の予防保全を図るための計画を検討する。	62,383 (51,666) (上記には、第三期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備等にかかる費用は含んでいない。)	・保育及び教育等の担い手不足の解消を図るため、「野洲市保育人材バンク事業」、「野洲市保育士等保育料補助事業」、「野洲市保育士宿舍借上げ支援事業補助事業」、「野洲市保育士等奨学金返還支援事業費補助事業」、「野洲市新規採用保育士等就職定着給付事業」、「公立園における保育士派遣委託業務」を行う。 ・保育アドバイザーを適正に配置し、引き続き公立幼保、私立保の若手保育士を中心に訪問や指導を行い保育の質の向上を図る。 ・こども計画に基づき、各種子育て支援施策を実施する。 ・施設整備等実施計画に基づき施設整備等を実施する。 ・予防保全の考え方に基づき、老朽化した公立園の設備について、計画的な更新を行う。	60,842 (51,625) (上記には、第三期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備等にかかる費用は含んでいない。)	・保育及び教育等の担い手不足の解消を図るため、「野洲市保育人材バンク事業」、「野洲市保育士等保育料補助事業」、「野洲市保育士宿舍借上げ支援事業補助事業」、「野洲市保育士等奨学金返還支援事業費補助事業」、「野洲市新規採用保育士等就職定着給付事業」、「公立園における保育士派遣委託業務」を行う。 ・保育アドバイザーを適正に配置し、引き続き公立幼保、私立保の若手保育士を中心に訪問や指導を行い保育の質の向上を図る。 ・こども計画に基づき、各種子育て支援施策を実施する。 ・施設整備等実施計画に基づき施設整備等を実施する。 ・予防保全の考え方に基づき、老朽化した公立園の設備について、計画的な更新を行う。	60,842 (51,625) (上記には、第三期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備等にかかる費用は含んでいない。)			
3	学童保育所の運営	こども課	・学童保育所の管理運営を指定管理で行い、安定的な保育を確保する。 ・野洲こどもの家の移転・整備について、建築工事に着手する。 ・こどもの家持続ある運営を考える委員会からの提言を受け、季節保育に係る延長保育料等の定額化及び間食費の見直しについて、令和9年度からの実施に向け、条例等の改正手続き及び周知を行う。 ・次期（令和9年度～）指定管理に向けた手続きを行う。 ・定員を超過している小学校区が見られることから、今後の需要見込み及び対策について検討を進め、第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに反映させる。 ・持続可能で安定的な学童保育サービスを提供するため、老朽化した設備（照明設備、受電設備、空調設備、通信設備等）の予防保全を図るための計画を検討する。	583,703 (68,268)	・学童保育所の管理運営を指定管理で行い、安定的な保育を確保する。 ・野洲こどもの家の移転・整備について、建築工事を完了し、既存施設の解体設計を行う。 ・季節保育に係る延長保育料等の定額化及び間食費の見直しを実施する。 ・新たな定員確保方策が必要となった場合は、施設整備等を実施する。 ・予防保全の考え方に基づき、老朽化した設備について、計画的な更新を行う。	1,181,058 (153,355)	・学童保育所の管理運営を指定管理で行い、安定的な保育を確保する。 ・完成した野洲こどもの家への移転を行うとともに、既存施設の解体を行う。 ・季節保育に係る延長保育料等の定額化及び間食費の見直しを実施する。 ・新たな定員確保方策が必要となった場合は、施設整備等を実施する。 ・予防保全の考え方に基づき、老朽化した設備について、計画的な更新を行う。	642,305 (103,883)			

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画	
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)
取組方針③：児童虐待の未然防止及び早期発見・対応								
4	子ども虐待防止の推進	子育て家庭支援課・家庭児童相談室	・児童虐待相談件数は、令和5年以降年々増加しており、様々な要因により困難を抱えている子どもや家庭など、相談内容は複雑化・多様化している。 ・児童虐待の未然防止として、市民への虐待防止に向けた啓発や地域における子育て家庭訪問事業の実施、妊娠期から乳幼児期における養育支援訪問事業によるサポート、保護者の疾病や育児疲れ、育児不安への支援として、子育て短期支援事業の実施など、積極的に取り組んでいく。 ・また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有及び連携強化を図り、児童虐待の早期発見・対応に努めると共に、令和6年4月よりこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の強化、向上を目指していくことを継続する。 ・なお、令和7年4月より守山学園内に児童家庭支援センターを設置されたため、ケースワークの充実を目指し、引き続き支援の協力を求めている。	2,944 (1,514)	・児童虐待相談件数は、年々増加しており、様々な要因により困難を抱えている子どもや家庭など、相談内容は複雑化・多様化している。 ・児童虐待の未然防止として、市民への虐待防止に向けた啓発や地域における子育て家庭訪問事業の実施、妊娠期から乳幼児期における養育支援訪問事業によるサポート、保護者の疾病や育児疲れ、育児不安への支援として、子育て短期支援事業の実施など、積極的に取り組んでいく。 ・また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有及び連携強化を図り、児童虐待の早期発見・対応に努めると共に、令和6年4月よりこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の強化、向上を目指していくことを継続する。 ・なお、令和7年4月に守山学園内に設置された児童家庭支援センターとは、引き続き連携し、ケースワークの充実を目指していく。	2,944 (1,514)	・児童虐待相談件数は、年々増加しており、様々な要因により困難を抱えている子どもや家庭など、相談内容は複雑化・多様化している。 ・児童虐待の未然防止として、市民への虐待防止に向けた啓発や地域における子育て家庭訪問事業の実施、妊娠期から乳幼児期における養育支援訪問事業によるサポート、保護者の疾病や育児疲れ、育児不安への支援として、子育て短期支援事業の実施など、積極的に取り組んでいく。 ・また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有及び連携強化を図り、児童虐待の早期発見・対応に努めると共に、令和6年4月よりこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の強化、向上を目指していくことを継続する。 ・なお、令和7年4月に守山学園内に設置された児童家庭支援センターとは、引き続き連携し、ケースワークの充実を目指していく。	2,944 (1,514)
施策2：青少年の健全育成								
取組方針①：青少年の自主性を育てる機会や場の提供								
5	子どもの居場所づくりの推進	生涯学習課	・地域の子どもたちの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供として、「子どもの居場所づくり事業」を実施する。	1,104 (880)	・地域の子どもたちの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供として、「子どもの居場所づくり事業」を実施する。	1,104 (880)	・地域の子どもたちの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供として、「子どもの居場所づくり事業」を実施する。	1,104 (880)
取組方針②：非行の防止やひきこもり等への支援								
6	青少年健全育成事業	生涯学習課	・青少年に係る各種団体との会議開催や街頭巡回活動等を実践し、青少年の非行防止と健全育成のための総合的な事業を野洲市青少年育成市民会議と委託契約を締結して実施する。 ①まちぐるみで愛の声かけ運動 ②はつらつ野洲っ子中学生広場 ③はつらつ野洲っ子育成フォーラム ④青少年育成大会 ⑤初発型非行防止活動 ・愛のパトロール（毎月第1金曜日） ・夏休み、冬休み等の特別街頭啓発 ・広報紙発行 年3回 ・環境浄化に関する関する取組（白ポスト） 有害図書・ビデオ回収	1,228 (1,228)	・青少年に係る各種団体との会議開催や街頭巡回活動等を実践し、青少年の非行防止と健全育成のための総合的な事業を野洲市青少年育成市民会議と委託契約を締結して実施する。 ①まちぐるみで愛の声かけ運動 ②はつらつ野洲っ子中学生広場 ③はつらつ野洲っ子育成フォーラム ④青少年育成大会 ⑤初発型非行防止活動 ・愛のパトロール（毎月第1金曜日） ・夏休み、冬休み等の特別街頭啓発 ・広報紙発行 年3回 ・環境浄化に関する関する取組（白ポスト） 有害図書・ビデオ回収	1,228 (1,228)	・青少年に係る各種団体との会議開催や街頭巡回活動等を実践し、青少年の非行防止と健全育成のための総合的な事業を野洲市青少年育成市民会議と委託契約を締結して実施する。 ①まちぐるみで愛の声かけ運動 ②はつらつ野洲っ子中学生広場 ③はつらつ野洲っ子育成フォーラム ④青少年育成大会 ⑤初発型非行防止活動 ・愛のパトロール（毎月第1金曜日） ・夏休み、冬休み等の特別街頭啓発 ・広報紙発行 年3回 ・環境浄化に関する関する取組（白ポスト） 有害図書・ビデオ回収	1,228 (1,228)



第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画	
			事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)
施策3：学校教育の充実							4質の高い教育をみんなに 10人や国の不平等をなくそう 11住み続けられるまちづくりを	
取組方針①：確かな学力の定着・向上								
7	学力向上推進事業	学務課	・小中学校の水泳授業を余熱利用施設内温水プールと民営プールを活用した安定的な運用を行う。中学校のプール授業については、廃止することを前提に座学や代替えとなる授業について検討する。 ・一人一台端末の更新を経てより一層学習用端末の利活用を目指し、授業形態の研究や学力向上に繋がるさらなる活用を促進させる⇒活用率の向上 ・外国語科・英語科におけるALTの活用により、日常的に外国文化や外国語に親しみ、英語によるコミュニケーションの機会を増やし、英語教育の充実に努める。	25,251 (25,251)	・小学校の水泳授業を余熱利用施設内温水プールと民営プールを活用した安定的な運用を行う。中学校については、座学や水泳授業の代替に体験などを実施する。 ・第2期では、一人一台端末の更新を経てより一層端末の利活用を進め、個別最適な学びや協働的な学びの充実に向け日常的な活用を加速させ、学力向上を図る。 ・外国語科・英語科におけるALTの活用により、日常的に外国文化や外国語に親しみ、英語によるコミュニケーションの機会を増やし、英語教育の充実に努める。	25,935 (29,635)	・小学校の水泳授業を余熱利用施設内温水プールと民営プールを活用した安定的な運用を行う。中学校については、座学や水泳授業の代替となる学習を実施する。 ・一人一台端末の更新を経てより一層端末の利活用を進め、個別最適な学びや協働的な学びの充実に向け日常的な活用を加速させ、学力向上を図る。 ・外国語科・英語科におけるALTの活用により、日常的に外国文化や外国語に親しみ、英語によるコミュニケーションの機会を増やし、英語教育の充実に努める。	25,935 (29,635)
取組方針②：子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実								
8	不登校やいじめ問題等に対する支援	ふれあい教育相談センター 学務課	・SSR（校内教育支援センター）や学びの多様化学校を含め、子どもたちのさまざまな居場所づくりの研究を進める。 ・学校からの報告や訪問して得た情報をもとに、学校に行けない（行きにくい）子どもに対して、居場所となる教育支援ルーム「ドリーム」や訪問型教育支援「ウィッシュ」の事業を引き続き行う。 ・一人一台端末を活用して教育支援ルームで学校の授業を受ける子どもたちのため、wifi環境を整える。 ・不登校やいじめなどの問題を抱えている子どもや保護者に対して電話や面談によりカウンセリングを行う。多くのカウンセリング希望者のために、2名のカウンセラーの常勤を目指す。 ・学務課と連携し、不登校やいじめについて、学校や相談支援機関のスキルの向上と維持のための取り組みを進める。また、校内教育支援センター（別室）の教室運営についてもアドバイス等の協力をする。 ・いじめ等における組織対応の機能不全の早期発見・早期介入・教員の抱え込み解消など子どもたちが安心できる学校環境を整え、保護者の子育てを下支えする組織基盤の構築を目的に学務課に学校支援員を配置する。 ・いじめの他、教員と生徒・保護者と生徒・教員と保護者の間に生じる訴えに対し、法的観点から日常的・継続的に助言を行い、問題の解決支援、いじめ防止と学校における法的相談への対応、教師の業務負担軽減のためスクールロイヤーを設置する。また、スクールロイヤーの出前授業を行い、未然防止への対策事業を行う。 ・民間施設等（いわゆるフリースクール等）に通所する児童生徒の家庭に対して経済的支援を行うため、補助事業を実施する。	20,697 (17,741)	・SSR（校内教育支援センター）や学びの多様化学校を含め、子どもたちのさまざまな居場所づくりの研究、検討を進め、ニーズに合わせた様々な居場所を提供する。 ・学校に行けない（行きにくい）子どもに対して、学びの保障や居場所となる教育支援ルーム「ドリーム」の指導員を増員し、通所者の増加にきめ細かに対応する。 ・訪問型教育支援「ウィッシュ」を拡充し、アウトリーチ支援に力を入れる。 ・教育支援ルーム「ドリーム」での一人一台端末を利用したりリモート授業や、メタバース支援に備えるため、wifi環境を整える。 ・不登校やいじめなどの問題を抱えている子どもや保護者のカウンセリングのために、2名のカウンセラーの常勤を進める。 ・校内教育支援センター（SSR）に支援員を増員し、SSRでの支援を手厚くできるようにする。 ・いじめ等における組織対応の機能不全の早期発見・早期介入・教員の抱え込み解消など子どもたちが安心できる学校環境を整え、保護者子育てを下支えする組織基盤の構築を目的に学務課に学校支援員を配置する。 ・いじめの他、教員と生徒・保護者と生徒・教員と保護者の間に生じる訴えに対し、法的観点から日常的・継続的に助言を行い、問題の解決支援、いじめ防止と学校における法的相談への対応、教師の業務負担軽減のためスクールロイヤーを設置する。また、スクールロイヤーの出前授業や警察のサイバー講座を実施し、いじめの未然防止への事業を引き続き行う。 ・民間施設等（いわゆるフリースクール等）に通所する児童生徒の家庭に対して経済的支援を行うため、補助事業を実施する。	43,617 (41,610)	・SSR（校内教育支援センター）や学びの多様化学校を含め、子どもたちのさまざまな居場所づくりの研究、検討を進め、ニーズに合わせた様々な居場所を提供する。 ・学校に行けない（行きにくい）子どもに対して、学びの保障や居場所となる教育支援ルーム「ドリーム」の指導員を増員し、通所者の増加にきめ細かに対応する。 ・訪問型教育支援「ウィッシュ」を拡充し、アウトリーチ支援に力を入れる。 ・教育支援ルーム「ドリーム」での一人一台端末を利用したりリモート授業や、メタバース支援に備えるため、wifi環境を整える。 ・不登校やいじめなどの問題を抱えている子どもや保護者のカウンセリングのために、2名のカウンセラーの常勤を進める。 ・校内教育支援センター（SSR）の支援員を増員し、SSRでの支援をより充実させる。 ・いじめ等における組織対応の機能不全の早期発見・早期介入・教員の抱え込み解消など子どもたちが安心できる学校環境を整え、保護者子育てを下支えする組織基盤の構築を目的に学務課に学校支援員を配置する。 ・いじめの他、教員と生徒・保護者と生徒・教員と保護者の間に生じる訴えに対し、法的観点から日常的・継続的に助言を行い、問題の解決支援、いじめ防止と学校における法的相談への対応、教師の業務負担軽減のためスクールロイヤーを設置する。また、スクールロイヤーの出前授業や警察のサイバー講座を実施し、いじめの未然防止への事業を引き続き行う。 ・民間施設等（いわゆるフリースクール等）に通所する児童生徒の家庭に対して経済的支援を行うため、県の補助金も活用し、補助事業を実施する。	46,617 (41,610)

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画	
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)
取組方針③：安全・安心な教育環境の整備と働きやすい環境づくりの推進								
9	小中学校施設保全事業	学務課	【北野小学校大規模改修事業】 北野小学校仮設校舎賃貸借 北野小学校新館棟大規模改修工事 令和8年度1学期までに仮設校舎建築完了 令和8年度夏休期間に教室や職員室等機能移転 令和8年度2学期から大規模改修工事着手 ※留保していた教室増築の必要性を検討 【中主中学校大規模改修事業】 全体的な基本設計・技術棟トイレ改修実施設計	1,203,513 (0)	【北野小学校大規模改修事業】 北野小学校仮設校舎賃貸借 北野小学校新館棟大規模改修工事 令和9年度1学期までに大規模改修工事完了 令和9年度夏休期間に教室や職員室等機能移転 令和9年度2学期から仮設校舎撤去着手 【中主中学校大規模改修事業】 仮設校舎（技術棟・トイレ）賃貸借 技術棟・トイレ大規模改修工事	2,027,062 (0)	【北野小学校大規模改修事業】 北野小学校体育館改修工事 北野小学校グラウンド改修工事 令和10年度3学期までに工事完了 【中主中学校大規模改修事業】 仮設校舎（技術棟・トイレ）賃貸借 技術棟・トイレ大規模改修工事 校舎等実施設計	636,640 (408,440)
取組方針④：地域に根ざした学校づくりの推進								
10	地域に開かれた学校事業	生涯学習課	・幼・小・中が連携して、コミュニティ・スクールの進捗状況管理をし次年度に生かすPDCAサイクルを確立する。同時に地域学校協働活動と一体的推進を図る。 ・地域学校協働活動推進事業の充実。	2,813 (2,045)	・幼・小・中が連携して、コミュニティ・スクールの進捗状況管理をし次年度に生かすPDCAサイクルを確立する。同時に地域学校協働活動と一体的推進を図る。 ・地域学校協働活動推進事業の充実。	2,813 (2,045)	・幼・小・中が連携して、コミュニティ・スクールの進捗状況管理をし次年度に生かすPDCAサイクルを確立する。同時に地域学校協働活動と一体的推進を図る。 ・地域学校協働活動推進事業の充実により、二次的効果としての学校を核とした地域力の向上や地域人材の育成	2,813 (2,045)
施策4：生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進								
取組方針①：生涯学習・生涯スポーツの機会の提供								
11	生涯学習の充実	生涯学習課	・生涯学習カレッジや出前講座等を充実し、各自治会、各団体等に情報提供を行い、市民への学習機会の提供と啓発を行う。 ・各団体やサークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動に繋げるため、コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場を提供する。 ・第3期生涯学習振興計画の3年目となり、進行管理（PDCA）により、より実効性のあるものとする。	181 (181)	・生涯学習カレッジや出前講座等を充実し、各自治会、各団体等に情報提供を行い、市民への学習機会の提供と啓発を行う。 ・各団体やサークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動に繋げるため、コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場を提供する。 ・第3期生涯学習振興計画の4年目となり、進行管理（PDCA）により、より実効性のあるものとする。	181 (181)	・生涯学習カレッジや出前講座等を充実し、各自治会、各団体等に情報提供を行い、市民への学習機会の提供と啓発を行う。 ・各団体やサークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動に繋げるため、コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場を提供する。 ・第3期生涯学習振興計画の5年目となり、進行管理（PDCA）により、より実効性のあるものとする。	181 (181)
12	生涯スポーツの充実	文化スポーツ振興課 (総合体育館・B&G海洋センター)	・所管スポーツ施設では健康と交流を創出する拠点施設として生涯スポーツの機会の提供を図る。 ・所管スポーツ施設ではスポーツ活動の機会を提供するため、施設の特性を活かすなどしたスポーツ教室等を開催する。また、国スポ障スポ大会開催のレガシーとして、小学生対象の卓球教室を継続開催すると共に国スポ出場選手による卓球教室を新規開催する。 ・見るスポーツとして大相撲野洲場所を開催する。	8,510 (0)	・所管スポーツ施設では健康と交流を創出する拠点施設として生涯スポーツの機会の提供を図る。 ・所管スポーツ施設ではスポーツ活動の機会を提供するため、施設の特性を活かすなどしたスポーツ教室等を開催する。 ・国スポ障スポ大会開催のレガシーとして卓球教室を継続開催する。	8,510 (0)	・所管スポーツ施設では健康と交流を創出する拠点施設として生涯スポーツの機会の提供を図る。 ・所管スポーツ施設ではスポーツ活動の機会を提供するため、施設の特性を活かすなどしたスポーツ教室等を開催する。 ・国スポ障スポ大会開催のレガシーとして卓球教室を継続開催する。	8,510 (0)



第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画	
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)
取組方針②：生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援								
13	社会教育関係団体の支援	生涯学習課	・社会教育関係団体の活動に対して支援を行い生涯学習によるまちづくり及び社会教育の振興を図るとともに、各活動団体の活性化や活動を担う人材の育成に取組む。	77 (77)	・社会教育関係団体の活動に対して支援を行い生涯学習によるまちづくり及び社会教育の振興を図るとともに、各活動団体の活性化や活動を担う人材の育成に取組む。	77 (77)	・社会教育関係団体の活動に対して支援を行い生涯学習によるまちづくり及び社会教育の振興を図るとともに、各活動団体の活性化や活動を担う人材の育成に取組む。	77 (77)
取組方針③：文化芸術の振興								
14	文化芸術に親しむ機会の充実	文化スポーツ振興課 (野洲文化ホール)	・文化施設集約化の方針に従い施設大規模改修等により施設利用が一時的に停止するが、円滑な再開となるよう鑑賞型事業招致の調整を行う。教室事業については受講者ニーズを反映させ、多くの市民に学びの場や発表の場を提供出来るよう準備を行う。	1,467 (0)	・大規模改修後のリニューアルオープンにあたり、多くの鑑賞型事業を招致し市民に「観る」「聴く」機会を創出する。教室事業では「学びの場」として多くの受講者が参加できるような教室を開講し「成果発表の場」を提供する。	5,687 (0)	・野洲駅南口周辺整備特別委員会の示す3案の検討結果から、市民や利用者に新たな鑑賞の場を創出していく。	0 (0)
取組方針④：学びを支える資料や情報の提供・読書の振興								
15	図書館における資料や情報の提供	野洲図書館	・「資料の収集と提供」という図書館の基本的な機能を果たし、市民の学びと読書を支える。 ・市民の「知りたい」という要求に対して、司書が助言し適切な資料の提供を行う。 ・市民の読書意欲を喚起できるような講演会やイベントを実施する。 ・園や学校等と連携し、子どもの読書活動を活性化できるよう資料の提供や事業を行う。 ・令和9年度開始を目指し、移動図書館事業の準備作業を行う。	17,390 (14,620)	・「資料の収集と提供」という図書館の基本的な機能を果たし、市民の学びと読書を支える。 ・市民の「知りたい」という要求に対して、司書が助言し適切な資料の提供を行う。 ・市民の読書意欲を喚起できるような講演会やイベントを実施する。 ・園や学校等と連携し、子どもの読書活動を活性化できるよう資料の提供や事業を行う。 ・移動図書館車の運行を開始する	15,310 (14,620)	・「資料の収集と提供」という図書館の基本的な機能を果たし、市民の学びと読書を支える。 ・市民の「知りたい」という要求に対して、司書が助言し適切な資料の提供を行う。 ・市民の読書意欲を喚起できるような講演会やイベントを実施する。 ・園や学校等と連携し、子どもの読書活動を活性化できるよう資料の提供や事業を行う。 ・移動図書館事業を定着させる	15,310 (14,620)

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画				
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)			
施策5：人権の尊重と多文化共生社会の実現											
取組方針①：人権教育・啓発の推進と相談支援体制の充実											
16	人権施策の推進	人権施策推進課	・人権尊重の理念と知識を深め、あらゆる場を通じて学習機会の提供と啓発活動の推進を図る。人権侵害（インターネットやSNSによる人権侵害を含めて）に対し市民が安心して利用できるよう相談体制の充実と関係機関との連携を図る。 ・第5次計画の進捗管理と審議会開催／1回（令和7年度実績と令和8年度計画について審議） ・市・学区人権啓発推進協議会への継続支援 ・市民のつどいや人権YASUなど人権関連事業の継続的な開催及び紙媒体の周知だけでなくマスコミ等を活用し、広く周知する。 ・地区懇の開催支援と啓発冊子「第23集」の作成・発行 ・人権情報発信を人権センターだけでなく、市役所での掲示も行うことで広く情報を発信する。	7,056 (5,915)	・人権尊重の理念と知識を深め、あらゆる場を通じて学習機会の提供と啓発活動の推進を図る。人権侵害（インターネットやSNSによる人権侵害を含めて）に対し市民が安心して利用できるよう相談体制の充実と関係機関との連携を図る。 ・第5次計画の進捗管理と審議会開催／1回（令和8年度実績と令和9年度計画について審議） ・市・学区人権啓発推進協議会への継続支援 ・市民のつどいや人権YASUなど人権関連事業の継続的な開催及び紙媒体の周知だけでなくマスコミ等を活用し、広く周知する。 ・地区懇の開催支援と啓発冊子「第24集」の作成・発行 ・人権情報発信を人権センターだけでなく、市役所（市立野洲病院含む）での掲示も行うことで広く情報を発信する。 ・パートナーシップ制度について制度の拡充や性的マイノリティ当事者が活用しやすい制度設計となるようブラッシュアップする。	7,056 (5,915)	・人権尊重の理念と知識を深め、あらゆる場を通じて学習機会の提供と啓発活動の推進を図る。人権侵害（インターネットやSNSによる人権侵害を含めて）に対し市民が安心して利用できるよう相談体制の充実と関係機関との連携を図る。 ・第5次計画の進捗管理と審議会開催／1回（令和9年度実績と令和10年度計画について審議） ・市・学区人権啓発推進協議会への継続支援 ・市民のつどいや人権YASUなど人権関連事業について、引き続き参加者増を図るため他課とタイアップすることや食を通じて人権について学べる機会とするなど内容を見直し継続的な開催とする。また人権教育推進員などに個別案内を送付し新たな参加者数増加を図る。 ・地区懇の開催支援と啓発冊子「第25集」の作成・発行 ・人権情報発信を人権センターだけでなく、市役所（市立病院含む）での掲示も行うことで広く情報を発信する。 ・パートナーシップ制度について制度の拡充や性的マイノリティ当事者が活用しやすい制度設計となるようブラッシュアップする。	7,056 (5,915)			
取組方針②：男女共同参画の推進											
17	男女共同参画の推進	人権施策推進課	・男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、第5次計画の進捗管理と審議会開催／1回（令和7年度実績と令和8年度計画について審議） ・男女共同参画社会推進をめざす団体への継続支援 ・男女共同参画フォーラムの継続開催など男女共同参画社会に向けた啓発の推進 ・委員会等への女性の参画や登用促進に向けた啓発と女性委員参画割合調査の実施・公表	168 (168)	・男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、第5次計画の進捗管理と審議会開催／1回（令和8年度実績と令和9年度計画について審議） ・男女共同参画社会推進をめざす団体への継続支援 ・男女共同参画フォーラムの継続開催など男女共同参画社会に向けた啓発の推進 ・委員会等への女性の参画や登用促進に向けた啓発と女性委員参画割合調査の実施・公表	168 (168)	・男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、第5次計画の進捗管理と審議会開催／1回（令和9年度実績と令和10年度計画について審議） ・男女共同参画社会推進をめざす団体への継続支援 ・男女共同参画フォーラムの継続開催など男女共同参画社会に向けた啓発の推進 ・委員会等への女性の参画や登用促進に向けた啓発と女性委員参画割合調査の実施・公表	168 (168)			
取組方針③：多文化共生の推進											
18	多文化共生推進事業	総合調整課	・外国人住民が安心して暮らせるよう通訳・翻訳の支援に加え、国及び県の多文化共生に係る動きを勘案し、本市の外国人住民のニーズに合った支援を検討する。 ・異文化との交流や、地域と外国人住民との相互理解の場を設けることにより、多文化共生を推進する。 ・滋賀県とミシガン州の友好親善使節団派遣事業（派遣）に協力する。 ・姉妹都市交流事業については、社会情勢を踏まえ、費用負担や相手都市の意向等を踏まえた調整を行い、継続的な交流のあり方を検討する。	7,480 (7,400)	・外国人住民が安心して暮らせるよう通訳・翻訳の支援に加え、国及び県の多文化共生に係る動きを勘案し、本市の外国人住民のニーズに合った支援を検討する。 ・異文化との交流や、地域と外国人住民との相互理解の場を設けることにより、多文化共生を推進する。 ・滋賀県とミシガン州の友好親善使節団派遣事業（受入）に協力する。 ・姉妹都市交流事業については、社会情勢を踏まえ、費用負担や相手都市の意向等を踏まえた調整を行い、継続的な交流のあり方を検討する。	7,180 (7,020)	・外国人住民が安心して暮らせるよう通訳・翻訳の支援に加え、国及び県の多文化共生に係る動きを勘案し、本市の外国人住民のニーズに合った支援を検討する。 ・異文化との交流や、地域と外国人住民との相互理解の場を設けることにより、多文化共生を推進する。 ・滋賀県とミシガン州の友好親善使節団派遣事業（派遣）に協力する。 ・姉妹都市交流事業については、社会情勢を踏まえ、費用負担や相手都市の意向等を踏まえた調整を行い、継続的な交流のあり方を検討する。	6,980 (6,820)			

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画	
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)
分野②：福祉・生活								
施策1：健康づくりの推進と地域医療体制の整備								3 すべての人に健康と福祉を 
取組方針①：市民の健康づくりへの支援								
19	健康づくりの推進	健康推進課	・市民が自身の心と体の健康づくりを推進するため、医療、福祉、保健等の関係機関が、各ライフステージに応じた途切れのない支援や、健康課題の取組を効果的に推進するための体制づくりを進める。 ・健康アプリ「BIWA-TEKU」により、誰もがアクセスできる健康増進の基盤整備を進める。 ・健康日本21（第3次）を踏まえた市の健康プランの第3次計画策定に向けた市民の現状把握調査を行う。	4,499 (4,499)	・市民が自身の心と体の健康づくりを推進するため、医療、福祉、保健等の関係機関が、各ライフステージに応じた途切れのない支援や、健康課題の取組を効果的に推進するための体制づくりを進める。健康日本21（第3次）を踏まえて市の健康プランの第3次計画の策定を行う。 ・健康アプリ「BIWA-TEKU」により、国が進めるその1つの手法として誰もがアクセスできる健康増進の基盤整備を進める。	5,973 (5,973)	・市民が自身の心と体の健康づくりを推進するため、医療、福祉、保健等の関係機関が、各ライフステージに応じた途切れのない支援や、健康課題の取組を効果的に推進するための体制づくりを第3次計画に基づき進める。 ・健康アプリ「BIWA-TEKU」により、国が進めるその1つの手法として誰もがアクセスできる健康増進の基盤整備を進める。	1,334 (1,334)
取組方針②：地域医療体制の整備								
20	市民病院整備事業	市立野洲病院（新病院整備課）	・令和9年3月の開院を目指し、11月末に竣工し、12月から開院準備を始める。 ・「市道五三条・南ノ田線」の新設について、工事を担当する道路河川課と調整を行い、進めていく。 ・駐車場等整備や屋外階段照明設備新設についても適切に進めていく。 ・市民に向け、病院整備状況の周知を継続的に行う。 ・令和8年度末の新病院開院に向けて、国や県その他、関係機関と、適時、協議等を行う。	9,105,231 (23,332)	（令和9年3月開院予定であることから、令和9年度の事業計画はありません）	0	（令和9年3月開院予定であることから、令和10年度の事業計画はありません）	0
21	病院新築整備を前提とした医療体制の充実と機器整備	市立野洲病院	・新病院を見据えた医師体制の充実 ・新病院完成から開院までの短期間での医療機器等の計画的な移行及び整備	1,711,210 (219,605)	（令和9年3月開院予定であることから、令和9年度の事業計画はありません）	0	（令和9年3月開院予定であることから、令和10年度の事業計画はありません）	0
22	共同研究講座	地域医療政策課	○骨粗しょう症の予防関係（1次性予防） ・骨粗しょう症の実態調査や啓発を目的として、DXA検査の検診勧奨を実施し、引き続きデータの収集、蓄積データの分析を進める。 ・各年齢層の市民を対象に意識調査（アンケート）を計画している。 ・中学生対象の出前授業（ゲスト・ティーチャー）について、R7年度の野洲北中学校の2年生に続いて、R8年度も他の学校での実施に向けて調整を進める。 ・啓発リーフレットを作成し、患者や市民等に配布している。（R7年度は、病院内では患者用に作成。外来用（一次骨折予防）、入院患者用（二次性骨折予防））。 ・市民向けには、R8年度以降も引き続き、『広報やす』その他の媒体による取り組みを続ける。 ・自治会等の団体に対しても、出前講座について継続して取り組む。 ○骨折退院後の在宅継続支援（2次性予防） R7年度はR8年度以降も順次、同意者を増やし、調査を進めていく。	43,834 (43,834)	市（健康福祉部）の介護予防事業や健康づくり事業との連携を強化するとともに、研究期間前半で一定得られた成果を基に、市民の健康づくりや健康なまちづくりに関する有用な政策を立案する。	40,950 (40,950)	市（健康福祉部）の介護予防事業や健康づくり事業との連携を強化するとともに、研究期間前半で一定得られた成果を基に、市民の健康づくりや健康なまちづくりに関する有用な政策を立案する。	40,950 (40,950)

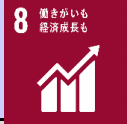
第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業 通 番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画			
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策2：高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり							3すべての人に健康と福祉を	8働きがいも経済成長も	10人や国の不平等をなくそう	
取組方針①：健康づくり活動と社会参加の促進										
23	健康づくり・介護予防の推進	高齢福祉課	・短期集中通所型サービスC事業の実績等をふまえて、事業評価及び検証を行い、高齢者の自立支援に向けた介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。 ・いきいき百歳体操等の高齢者の通いの場の拡充や健康教育の実施等により介護予防事業を推進する。	17,885 (2,236)	・短期集中通所型サービスC事業の実績等をふまえて、事業評価及び検証を行い、高齢者の自立支援に向けた介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。 ・いきいき百歳体操等の高齢者の通いの場の拡充や健康教育の実施等により介護予防事業を推進する。	17,885 (2,236)	・短期集中通所型サービスC事業の実績等をふまえて、事業評価及び検証を行い、高齢者の自立支援に向けた介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。 ・いきいき百歳体操等の高齢者の通いの場の拡充や健康教育の実施等により介護予防事業を推進する。	17,885 (2,236)		
取組方針②：高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり										
24	認知症高齢者を市民や地域で見守る仕組みの充実	高齢福祉課	〈認知症施策の推進〉 ・認知症サポーター養成講座等を開催し、理解の促進を図るとともに、地域での日常生活や家族を支える体制の整備と強化を図るため、認知症サポーターの活躍の場として、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援に繋げる仕組みを構築する。 （チームオレンジ） 〈中主地域包括支援センター運営委託〉 ・中主地域包括支援センターの運営委託事業の評価を行う。また、在宅医療と介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を行う中で、基幹となる直営包括と中主地域包括支援センターとの役割分担や連携強化を行い、効率的かつ効果的な運営を目指す。	35,892 (6,909)	〈認知症施策の推進〉 ・認知症サポーターの養成を進めるとともに、地域や職域など様々な場面で活躍できるような取組を推進し、各圏域ごとにチームオレンジの立ち上げを目指す。 〈中主地域包括支援センター運営委託〉 ・中主地域包括支援センターの運営委託事業の評価を行う。また、他圏域への設置の可否も含めて、地域包括支援センター全体及び優先的に強化を図る圏域の機能強化策を検討する。	35,892 (6,909)	認知症施策では「チームオレンジ」を設置し、本人や家族を地域で支える具体的な支援体制を構築する。 直営と委託の包括が緊密に連携して地域包括ケアシステムを深化させ、高齢者の自立支援と、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を強力に推進する。	35,892 (6,909)		
取組方針③：市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進										
25	地域密着型サービス等の適正な運営及び充実	介護保険課	・介護保険者の重要な機能である給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス（事業者）の資質向上のための支援と指導に取り組み、地域密着型サービス事業所を対象とした集団指導の実施を検討する。 ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備並びに介護サービス事業所等の人材確保・定着のための支援を実施する。 ・第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する。	81,590 (4,642)	・介護保険者の重要な機能である給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス（事業者）の資質向上のための支援と指導に取り組む。 ・第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいた事業を実施する。 ・介護サービス事業所等の人材確保のための支援策について検証し、ブラッシュアップする。	2,000 (0)	・介護保険者の重要な機能である給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス（事業者）の資質向上のための支援と指導に取り組む。 ・介護サービス事業所等の人材確保・定着のための支援策を継続する。 ・第11期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査等を実施する。	7,000 (5,500)		

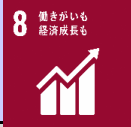
第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画					
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要			見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策3：障がい児・者福祉の充実												
取組方針①：障がい者の個別支援の充実												
26	地域生活支援拠点の整備	障がい福祉課 地域生活支援室	・地域生活支援拠点の機能検証 ・地域生活支援拠点が円滑に機能しているか検証を行う。 ・基幹相談支援センターの進捗管理	15,689 (3,923)	・地域生活支援拠点の機能検証 ・地域生活支援拠点が円滑に機能しているか検証を行う。 ・基幹相談支援センターの進捗管理	15,689 (3,923)	・地域生活支援拠点の機能検証 ・地域生活支援拠点が円滑に機能しているか検証を行う。 ・基幹相談支援センターの進捗管理				15,689 (3,923)	
取組方針②：障がい児の相談支援・療育の充実												
27	相談支援・療育の充実	発達支援センター	・乳幼児期から成人期まで心身の発達に支援を必要とする人やその家族等に対し、必要に応じて関係機関と連携しながら一人ひとりに合わせた相談支援を行う。 ・就学前の子どもを対象に発達を促す教室（療育）を実施するとともに、保護者への相談援助を行う。	1,672 (825)	・乳幼児期から成人期まで心身の発達に支援を必要とする人やその家族等に対し、必要に応じて関係機関と連携しながら一人ひとりに合わせた相談支援を行う。 ・就学前の子どもを対象に発達を促す教室（療育）を実施するとともに、保護者への相談援助を行う。	1,700 (850)	・乳幼児期から成人期まで心身の発達に支援を必要とする人やその家族等に対し、必要に応じて関係機関と連携しながら一人ひとりに合わせた相談支援を行う。 ・就学前の子どもを対象に発達を促す教室（療育）を実施するとともに、保護者への相談援助を行う。				1,700 (850)	
施策4：地域福祉の推進												
取組方針①：市民の主体的な地域福祉活動の推進												
28	地域福祉推進事業（市民活動）	社会福祉課	・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、すべての市民に生きがい（役割）をつくり相互に認め合う関係づくりを進められるよう、社会福祉協議会とともに社会福祉活動の支援を行う。 ・見守り・支え合いネットワークを設置する自治会を増やしていく。（累計12自治会）。	96 (96)	・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、すべての市民に生きがい（役割）をつくり相互に認め合う関係づくりを進められるよう、社会福祉協議会とともに社会福祉活動の支援を行う。 ・見守り・支え合いネットワークを設置する自治会を増やしていく。（累計16自治会）。	96 (96)	・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、すべての市民に生きがい（役割）をつくり相互に認め合う関係づくりを進められるよう、社会福祉協議会とともに社会福祉活動の支援を行う。 ・見守り・支え合いネットワークを設置する自治会を増やしていく。（累計18団体）。				96 (96)	
取組方針②：地域と連携した福祉活動の推進												
29	地域福祉推進事業（ネットワーク）	社会福祉課	・市民・事業者・社会福祉協議会・市を中心とし分野や立場を超えたネットワークを育成するため、タウンミーティング等を行う。また、推進状況を地域福祉計画推進委員会にて管理していく。 ・行政や専門職、民生委員児童委員、自治会長等が地域の実情や課題等について話し合うための懇談会を開催し連携を図っていくとともに、地域福祉計画推進委員会を開催する。	96 (96) 再掲	・市民・事業者・社会福祉協議会・市を中心とし分野や立場を超えたネットワークを育成するため、タウンミーティング等を行う。また、推進状況を地域福祉計画推進委員会にて管理していく。 ・行政や専門職、民生委員児童委員、自治会長等が地域の実情や課題等について話し合うための懇談会を開催し連携を図っていくとともに、地域福祉計画推進委員会を開催する。	96 (96) 再掲	・市民・事業者・社会福祉協議会・市を中心とし、分野や立場を超えたネットワークを育成するため、タウンミーティング等を行う。また、推進状況を地域福祉計画推進委員会にて管理していく。 ・行政や専門職、民生委員児童委員、自治会長等が地域の実情や課題等について話し合うための懇談会を開催し連携を図っていくとともに、地域福祉計画推進委員会を開催する。				96 (96) 再掲	

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画					
			事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要			見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策5：生活困窮者等への支援の充実												
取組方針①：包括的な相談支援体制の充実												
30	生活困窮者支援事業	市民生活相談課	・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、地域居住支援事業、家計改善支援事業、学習・生活支援事業（やすクール）を実施する。 ・就労支援事業（やすワーク）を実施する。	4,394 (1,852)	・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、地域居住支援事業、家計改善支援事業、学習・生活支援事業（やすクール）を実施する。 ・就労支援事業（やすワーク）を実施する。	4,394 (1,852)	・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、地域居住支援事業、家計改善支援事業、学習・生活支援事業（やすクール）を実施する。 ・就労支援事業（やすワーク）を実施する。					4,394 (1,852)
31	市営住宅更新整備（市営住宅等の住まいの確保）	建築住宅課	・永原第1団地3号棟の外壁・屋根改修工事を行う。	92,100 (0)	・令和10年度に行う吉地団地1号棟の外壁・屋根改修工事に向け、実施設計を行う。	5,000 (0)	・吉地団地1号棟の外壁・屋根改修工事及び令和11年度に行う永原第2団地2号棟3号棟の解体工事に向け、実施設計を行う。					58,000 (0)
取組方針②：多機関協働のための仕組みづくり												
32	重層的支援体制整備事業の取組み	市民生活相談課	・包括的な相談支援体制構築のため重層的支援体制整備事業を野洲市社会福祉協議会に委託し連携して推進する。（多機関協働については市の直営。） ・地域における相談拠点を増やすため相談体制の協議を関係機関等と図る。	21,344 (7,113)	・包括的な相談支援体制構築のため重層的支援体制整備事業を野洲市社会福祉協議会に委託し連携して推進する。（多機関協働については市の直営。） ・地域における相談拠点を増やすため相談体制の協議を関係機関等と図る。	21,344 (14,188)	・包括的な相談支援体制構築のため重層的支援体制整備事業を野洲市社会福祉協議会に委託し連携して推進する。（多機関協働については市の直営。） ・地域における相談拠点を増やすため相談体制の協議を関係機関等と図る。					21,344 (14,188)
施策6：消費者行政・防犯対策の充実												
取組方針①：消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実												
33	消費者行政推進事業	市民生活相談課	・野洲市くらし支えあい条例の理念を踏まえ、市民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し下記の事業を実施する。 ⇒消費生活相談業務における適切な助言・斡旋等の推進 ⇒消費者教育及び出前講座等の啓発 ⇒野洲市くらし支えあい条例の円滑な運用 ⇒野洲市見守りネットワーク協定の推進 ⇒野洲市消費者安全確保地域協議会の推進 ⇒地域に法律を届ける仕組みづくり事業	3,795 (16)	・野洲市くらし支えあい条例の理念を踏まえ、市民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し下記の事業を実施する。 ⇒消費生活相談業務における適切な助言・斡旋等の推進 ⇒消費者教育及び出前講座等の啓発 ⇒野洲市くらし支えあい条例の円滑な運用 ⇒野洲市見守りネットワーク協定の推進 ⇒野洲市消費者安全確保地域協議会の推進 ⇒地域に法律を届ける仕組みづくり事業	3,795 (16)	・野洲市くらし支えあい条例の理念を踏まえ、市民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し下記の事業を実施する。 ⇒消費生活相談業務における適切な助言・斡旋等の推進 ⇒消費者教育及び出前講座等の啓発 ⇒野洲市くらし支えあい条例の円滑な運用 ⇒野洲市見守りネットワーク協定の推進 ⇒野洲市消費者安全確保地域協議会の推進 ⇒地域に法律を届ける仕組みづくり事業					3,795 (16)
取組方針②：防犯対策の実施												
34	地域安全センターを中心とする活動の充実	自治防災課	・野洲駅北口の地域安全センターを拠点に16時から22時までの夜間において、防犯パトロールや駅前啓発等を強化するとともに、防犯灯や防犯カメラを適正に管理し、犯罪等を防止する生活環境の整備を図る。 ・認知件数の多い犯罪種別に対応した啓発を実施するなど、必要に応じて犯罪抑制の対策を検討する。 ・通学路の安全対策として、教育委員会と情報共有し、防犯灯の設置を検討する。	12,883 (12,883)	・野洲駅北口の地域安全センターを拠点に16時から22時までの夜間において、防犯パトロールや駅前啓発等を強化するとともに、防犯灯や防犯カメラを適正に管理し、犯罪等を防止する生活環境の整備を図る。 ・認知件数の多い犯罪種別に対応した啓発を実施するなど、必要に応じて犯罪抑制の対策を検討する。 ・通学路の安全対策として、教育委員会と情報共有し、防犯灯の設置を検討する。	12,883 (12,883)	・野洲駅北口の地域安全センターを拠点に16時から22時までの夜間において、防犯パトロールや駅前啓発等を強化するとともに、防犯灯や防犯カメラを適正に管理し、犯罪等を防止する生活環境の整備を図る。 ・認知件数の多い犯罪種別に対応した啓発を実施するなど、必要に応じて犯罪抑制の対策を検討する。 ・通学路の安全対策として、教育委員会と情報共有し、防犯灯の設置を検討する。					12,883 (12,883)

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画					
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)				
分野③：産業・観光・歴史文化												
施策1：商工業の振興							4質の高い教育をみんなに	8働きがいも経済成長も	9産業と技術革新の基盤をつくろう	10人や国の不平等をなくそう	12つくる責任つかう責任	
取組方針①：産業用地の確保と事業所の立地促進												
35	操業環境支援事業	地域経済振興課・企業連携戦略室	・事業者の操業環境の整備にかかる支援制度について、情報提供や周知に努める。 ・市内企業との連携および企業誘致について、関係機関との調整を図る。 ・野洲市企業立地促進助成金について、情報提供や周知に努める。	【地域経済振興課】 － 【企業連携戦略室】 172,910 (172,910)	・事業者の操業環境の整備にかかる支援制度について、情報提供や周知に努める。 ・市内企業との連携および企業誘致について、関係機関との調整を図る。 ・野洲市企業立地促進助成金について、情報提供や周知に努める。	【地域経済振興課】 － 【企業連携戦略室】 85,480 (85,480)	・事業者の操業環境の整備にかかる支援制度について、情報提供や周知に努める。 ・市内企業との連携および企業誘致について、関係機関との調整を図る。 ・野洲市企業立地促進助成金について、情報提供や周知に努める。	【地域経済振興課】 － 【企業連携戦略室】 370 (370)				
取組方針②：地域商業の基盤強化の支援												
36	小規模事業者支援事業	地域経済振興課	・「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者の成長と持続的発展を目指し、経営支援を行う。 ・駅前広場で開催される集客イベントと連携し、野洲駅周辺等の商業の活性化を支援する。	18,270 (18,270)	・「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者の成長と持続的発展を目指し、経営支援を行う。 ・駅前広場で開催される集客イベントと連携し、野洲駅周辺等の商業の活性化を支援する。	18,270 (18,270)	・「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者の成長と持続的発展を目指し、経営支援を行う。 ・駅前広場で開催される集客イベントと連携し、野洲駅周辺等の商業の活性化を支援する。	18,270 (18,270)				
取組方針③：創業支援の強化と雇用の創出												
37	創業支援事業	地域経済振興課	・野洲市商工業振興基本計画に基づき、市内で新たに創業する小規模事業者を対象に、創業にかかる経費の一部を補助し、対象者の拡大を図る。[指標：創業支援対象 14事業者] ・産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画により、商工会や金融機関と連携し創業者への支援を行う。商工会主催の創業塾の受講証明を発行し、登録免許税軽減等の特例措置を受けていただく。[指標：創業塾受講者 22人]	2,800 (2,800)	・野洲市商工業振興基本計画に基づき、市内で新たに創業する小規模事業者を対象に、創業にかかる経費の一部を補助し、対象者の拡大を図る。[指標：創業支援対象 17事業者] ・産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画により、商工会や金融機関と連携し創業者への支援を行う。商工会主催の創業塾の受講証明を発行し、登録免許税軽減等の特例措置を受けていただく。[指標：創業塾受講者 22人]	3,400 (3,400)	・野洲市商工業振興基本計画に基づき、市内で新たに創業する小規模事業者を対象に、創業にかかる経費の一部を補助し、対象者の拡大を図る。[指標：創業支援対象 20事業者] ・産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画により、商工会や金融機関と連携し創業者への支援を行う。商工会主催の創業塾の受講証明を発行し、登録免許税軽減等の特例措置を受けていただく。[指標：創業塾受講者 22人]	4,000 (4,000)				
38	県立高専、市内企業との産官学連携	総合調整課	高専と市内企業をどのように繋げていくことができるか、県立大学が高専の開校に向けた準備を進められる過程において、意見交換や調整を図っていく。	— (—)	高専と市内企業をどのように繋げていくことができるか、県立大学が高専の開校に向けた準備を進められる過程において、意見交換や調整を図っていく。	— (—)	高専と市内企業が定期的に懇談できる場を創設する等、連携を促す取組を検討する。	50 (50)				

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画										
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要			見込額 [単位:千円] (内一般財源)							
施策2：農林水産業の振興										2 飢餓をゼロに	6 安全な水とトイレを世界中に	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任つかう責任	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	
取組方針①：経営基盤の強化と担い手の確保																	
39	農地利用集積の促進強化	農林水産課	・ 地域計画のブラッシュアップを行う。地域計画の実現を促進する賃借権の設定等を促しつつ、関係機関との連携、野洲農業振興地域整備計画（農用地利用計画）との整合等を考慮しながら、見直しが必要な集落については、原則毎年1回年度末に見直す。この取組により令和14年に集積率80％を維持できるように、農地集積を図る。 ・ 担い手農家の高齢化による農地の分散化、農地集積による担い手農家の負担軽減という課題について、地域や関係機関と連携して対策を実施する。 ・ 新規就農者に対しては、支援に対する相談業務をもとに農業次世代人材投資事業および経営開始資金を活用し、早期の自立と経営発展を促す。 ・ スマート農業の促進により、経営の効率化を図る。	3,600 (0)	・ 令和9年度より第4次農業振興計画に基づき農業振興を図っていく。 ・ 地域計画のブラッシュアップを行う。地域計画の実現を促進する賃借権の設定等を促しつつ、関係機関との連携、野洲農業振興地域整備計画（農用地利用計画）との整合等を考慮しながら、原則、毎年1回、年度末に見直す。この取組により令和14年に集積率80％を維持できるように、農地集積を図る。 ・ 担い手農家の高齢化による農地の分散化、農地集積による担い手農家の負担軽減という課題について、地域や関係機関と連携して対策を実施する。 ・ 新規就農者に対しては、支援に対する相談業務をもとに経営開始資金を活用し、早期の自立と経営発展を促す。 ・ スマート農業の促進により、経営の効率化を図る。	3,600 (0)	・ 第4次農業振興計画に基づき農業振興を図っていく。 ・ 地域計画のブラッシュアップを行う。地域計画の実現を促進する賃借権の設定等を促しつつ、関係機関との連携、野洲農業振興地域整備計画（農用地利用計画）との整合等を考慮しながら、原則、毎年1回、年度末に見直す。この取組により令和14年に集積率80％を維持できるように、農地集積を図る。 ・ 担い手農家の高齢化による農地の分散化、農地集積による担い手農家の負担軽減という課題について、地域や関係機関と連携して対策を実施する。 ・ 新規就農者に対しては、支援に対する相談業務をもとに経営開始資金を活用し、早期の自立と経営発展を促す。 ・ スマート農業の促進により、経営の効率化を図る。	3,600 (0)									
取組方針②：農産物等のブランド力向上																	
40	農商工連携の推進及び販路の拡大支援	農林水産課	・ 農商工連携（内部連携を含む）の推進、販路の拡大支援、特産物の発掘に取り組む。 ・ 地元で生産された農産物のPRや販路拡大を図る。 ・ 園芸品目について、栽培面積や出荷量の増加を目指す。	492 (492)	・ 農商工連携（内部連携を含む）の推進、販路の拡大支援、特産物の発掘に取り組む。 ・ 地元で生産された農産物のPRや販路拡大を図る。 ・ 園芸品目について、栽培面積や出荷量の増加を目指す。	492 (492)	・ 農商工連携（内部連携を含む）の推進、販路の拡大支援、特産物の発掘に取り組む。 ・ 地元で生産された農産物のPRや販路拡大を図る。 ・ 園芸品目について、栽培面積や出荷量の増加を目指す。	492 (492)									
取組方針③：農地、森林、水環境の良好な保全																	
41	環境保全型農業の推進	農林水産課	・ 従来の環境こだわり農産物の生産にあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動や泉大津市との農業連携協定により、持続可能な農業の確立を促進し、環境保全型農業を推進する。 [指標：「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積 600ha] ・ 「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、多くの組織において活動するよう推進を図る。 ・ 獣害対策に特化した地域おこし協力隊を配置し、体制の強化を図る。	103,704 (32,406)	・ 従来の環境こだわり農産物の生産にあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動・泉大津市との農業連携協定により、持続可能な農業の確立を促進し、環境保全型農業を推進する。 [指標：「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積 600ha] ・ 「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、多くの組織において活動するよう推進を図る。 ・ 獣害対策に特化した地域おこし協力隊を配置し、体制の強化を図る。	103,704 (32,406)	・ 従来の環境こだわり農産物の生産にあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動・泉大津市との農業連携協定により、持続可能な農業の確立を促進し、環境保全型農業を推進する。 [指標：「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積 600ha] ・ 「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、多くの組織において活動するよう推進を図る。 ・ 獣害対策に特化した地域おこし協力隊を配置し、体制の強化を図る。	103,704 (32,406)									

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画		
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	
施策3：地域資源を生かした観光の振興							8 進みがいも 産産成長も	12 つくる責任 つかう責任	
取組方針①：観光情報の収集・発信の充実									
42	観光情報発信事業	地域経済振興課	・観光物産協会のホームページを充実するとともに、フェイスブック、Instagram等のSNSによる積極的な情報発信を進める。 [指標：Instagramフォロワー数 2,450] ・「平家ゆかりの地野洲」を継続的にPRするとともに、市内観光へつなげる取り組みを行う。	6,897 (6,897)	・観光物産協会のホームページを充実するとともに、フェイスブック、Instagram等のSNSによる積極的な情報発信を進める。 [指標：Instagramフォロワー数 2,500] ・「平家ゆかりの地野洲」を継続的にPRするとともに、市内観光へつなげる取り組みを行う。	6,897 (6,897)	・観光物産協会のホームページを充実するとともに、フェイスブック、Instagram等のSNSによる積極的な情報発信を進める。 [指標：Instagramフォロワー数 2,550] ・「平家ゆかりの地野洲」を継続的にPRするとともに、市内観光へつなげる取り組みを行う。	6,897 (6,897)	
取組方針②：新たな観光資源の発見と環境整備									
43	観光振興推進事業	地域経済振興課	・第2次野洲市観光振興指針に基づき、観光振興のための施策を展開する。[指標：観光入込客数年間 2,410,000人] ・市内にある観光資源を活用するとともに、物産協会をはじめ、県や湖南4市と広域連携しながら情報発信を行う。	305 (305)	・第3次野洲市観光振興指針に基づき、観光振興のための施策を展開する。[指標：観光入込客数年間 2,415,000人] ・市内にある観光資源を活用するとともに、物産協会をはじめ、県や湖南4市と広域連携しながら情報発信を行う。	305 (305)	・第3次野洲市観光振興指針に基づき、観光振興のための施策を展開する。[指標：観光入込客数年間 2,420,000人] ・市内にある観光資源を活用するとともに、物産協会をはじめ、県や湖南4市と広域連携しながら情報発信を行う。	305 (305)	
取組方針③：地域資源の活用促進									
44	地域資源活用事業	地域経済振興課	・自転車を活用した観光振興を推進する。 ・物産展の開催、広域観光キャンペーンによるPR、インターネット販売の推奨等により、特産品について情報発信できる機会を創出する。 ・ふるさと納税返礼品等の活用を促進し、特産品の魅力について情報発信を図る。	6,897 (6,897) ※再掲 事業通番 42と同じ	・自転車を活用した観光振興を推進する。 ・物産展の開催、広域観光キャンペーンによるPR、インターネット販売の推奨等により、特産品について情報発信できる機会を創出する。 ・ふるさと納税返礼品等の活用を促進し、特産品の魅力について情報発信を図る。	6,897 (6,897) ※再掲 事業通番 42と同じ	・自転車を活用した観光振興を推進する。 ・物産展の開催、広域観光キャンペーンによるPR、インターネット販売の推奨等により、特産品について情報発信できる機会を創出する。 ・ふるさと納税返礼品等の活用を促進し、特産品の魅力について情報発信を図る。	6,897 (6,897) ※再掲 事業通番 42と同じ	

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画			
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策4：歴史文化遺産の保全・活用							4 質の高い教育を みんなに	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	
取組方針①：歴史文化遺産の保護・継承										
45	歴史文化遺産の保護・継承事業①	文化財保護課	・国・県指定文化財建造物の防災設備保守点検、国選定保存技術（本藍染）伝承事業、名勝兵主神社庭園荒廃防止及び緊急的修繕の補助のほか、国史跡大岩山古墳群の適正な維持管理に努める。 ・野洲市文化財保存活用地域計画に基づき、必要な取り組みに着手する。	8,528 (8,528)	・国・県指定文化財建造物の防災設備保守点検、国選定保存技術（本藍染）伝承事業、名勝兵主神社庭園荒廃防止及び緊急的修繕の補助のほか、国史跡大岩山古墳群の適正な維持管理に努める。 ・野洲市文化財保存活用地域計画に基づき、必要な取り組みを推進する。	8,000 (8,000)	・国・県指定文化財建造物の防災設備保守点検、国選定保存技術（本藍染）伝承事業、名勝兵主神社庭園荒廃防止及び緊急的修繕の補助のほか、国史跡大岩山古墳群の適正な維持管理に努める。 ・野洲市文化財保存活用地域計画に基づき、必要な取り組みを推進する。	8,000 (8,000)		
46	歴史文化遺産の保護・継承事業②	歴史民俗博物館	・失われつつある歴史・民俗資料の調査を行い、地域要望に基づき地域史の解明と伝統文化の継承に努め文化財の保存公開を適切に行う。	13,984 (12,776)	・失われつつある歴史・民俗資料の調査を行い、地域要望に基づき地域史の解明と伝統文化の継承に努め文化財の保存公開を適切に行う。	15,000 (13,000)	・失われつつある歴史・民俗資料の調査を行い、地域要望に基づき地域史の解明と伝統文化の継承に努め文化財の保存公開を適切に行う。	15,000 (13,000)		
取組方針②：歴史文化遺産の魅力の発信										
47	企画展等開催事業	歴史民俗博物館	・野洲市の歴史を理解する上で欠かせない記念すべき出来事にちなんだテーマ、市民のニーズを汲み取ったテーマの企画展・講演会等を開催する。また、これらの取り組みを広く周知する効果的なPR方法を開拓していく。	1,500 (1,500)	・野洲市の歴史を理解する上で欠かせない記念すべき出来事にちなんだテーマ、市民のニーズを汲み取ったテーマの企画展・講演会等を開催する。また、これらの取り組みを広く周知する効果的なPR方法を開拓していく。	1,500 (1,500)	・野洲市の歴史を理解する上で欠かせない記念すべき出来事にちなんだテーマ、市民のニーズを汲み取ったテーマの企画展・講演会等を開催する。特に開館40周年記念企画展を開催したい。また、これらの取り組みを広く周知する効果的なPR方法を開拓していく。	1,500 (1,500)		
取組方針③：他分野との連携による歴史的遺産の活用促進										
48	永原御殿跡保存整備事業	文化財保護課	・本丸及び二の丸の公有地化（約2,000㎡）、本丸内の遺構保護工を中心とする整備工事、発掘調査、史跡活用事業を国庫補助金の交付を受けて実施する。	29,691 (8,374)	・本丸及び二の丸の公有地化（約2,000㎡）、本丸内の遺構保護工を中心とする整備工事、発掘調査、史跡活用事業を国庫補助金の交付を受けて実施する。	186,000 (50,500)	・本丸及び二の丸の公有地化（約2,000㎡）、本丸内の遺構保護工を中心とする整備工事、発掘調査、史跡活用事業を国庫補助金の交付を受けて実施する。	68,500 (21,474)		

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画	
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)
分野④：環境・都市計画・都市基盤整備								
施策1：均衡ある土地利用の推進								
取組方針①：計画的な土地利用の推進								
49	市街化区域の拡大	都市政策課	・区域区分の一斉随時見直しにより、市街化区域に編入した2地区（富波乙地区、大篠原鷲坪地区）について、地区計画制限条例を制定する。 ・都市計画マスタープランに基づく土地利用転換を図るため、滋賀県が進める区域区分の第7回定期見直しに向けて素案提出の準備を進める。 ・区域区分の第7回定期見直しに向けて、委託業務（令和8～10年度、3年債務負担）を実施する。 ・市内の一団の纏まった白地農地の土地利用について、周辺の土地利用状況や上位計画との整合を踏まえつつ、地権者総意による都市計画提案があった際は、市街化調整区域の地区計画制度の活用を検討する。 ・令和7年11月26日付けで受理した市街化調整区域の地区計画に係る都市計画提案について、令和8年度中の決定告示を目指し事務を進める。	9,966 (9,966)	・都市計画マスタープランに基づく土地利用転換を図るため、滋賀県が進める区域区分の第7回定期見直しに向けて対象地区の計画精度を高める。 ・区域区分の第7回定期見直しに向けて、委託業務（令和8～10年度、3年債務負担）を実施する。 ・市内の一団の纏まった白地農地の土地利用について、周辺の土地利用状況や上位計画との整合を踏まえつつ、地権者総意による都市計画提案があった際は、市街化調整区域の地区計画制度の活用を検討する。	15,218 (15,218)	・滋賀県が進める区域区分の第7回定期見直しにおいて、都市計画マスタープランに基づく土地利用転換が反映された変更告示がなされるよう進める。 ・滋賀県が進める区域区分の第7回定期見直しに合わせ、用途区域及び地区計画（条例含む）を設定する。 ・区域区分の第7回定期見直しに向けて、委託業務（令和8～10年度、3年債務負担）を実施する。 ・市内の一団の纏まった白地農地の土地利用について、周辺の土地利用状況や上位計画との整合を踏まえつつ、地権者総意による都市計画提案があった際は、市街化調整区域の地区計画制度の活用を検討する。	18,141 (18,141)
取組方針②：都市機能形成の推進								
50	野洲駅南口周辺整備事業	やす未来創造課	・AブロックからEブロックまでの一体的な整備の方向性を整理し、基本計画の策定を行う。	49,275 (49,275)	・基本計画に基づき、民間・民間主導・官民連携事業においては、実施計画の策定を行う。行政主体事業においては、各計画策定や事務手続きに着手する。	—	・基本計画及び実施計画に基づき、民間・民間主導・官民連携事業においては、連携協定・SPC組成などを行う。行政主体事業においては、各計画策定や事務手続きを実施する。	—
51	さざなみホール活用事業	やす未来創造課	・建物の外装改修設計を見据えて外装調査を行う。 ・事業化に向けた可能性調査を実施したうえで、活用方針を定める。	18,612 (18,612)	・活用方針を踏まえて運営手法を検討し選定する。	—	・活用方針を踏まえた運営手法に合わせ、年度内運用開始を目指して施設改修を実施する。 →（仮称）新さざなみホールオープン予定	—
52	立地適正化計画の推進	都市政策課	・野洲駅南口周辺整備事業の進捗に合わせ、都市構造再編集中支援事業の活用を検討する。	—	・野洲駅南口周辺整備事業の進捗に合わせ、都市構造再編集中支援事業の活用を検討する。 ・立地適正化計画の改訂の検討を進める。	4,500 (2,250)	・野洲駅南口周辺整備事業の進捗に合わせ、都市構造再編集中支援事業の活用を検討する。 ・立地適正化計画の改訂の検討を進める。	6,600 (3,300)
取組方針③：良好な住宅・住環境の整備								
53	木造住宅耐震改修の促進	建築住宅課	・地震に対する備えの意識の向上と、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の既存木造住宅の耐震化推進等を図る。	3,410 (891)	・地震に対する備えの意識の向上と、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の既存木造住宅の耐震化推進等を図る。	3,410 (891)	・地震に対する備えの意識の向上と、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の既存木造住宅の耐震化推進等を図る。	3,410 (891)
取組方針④：未利用地の利活用促進								
54	特定空家の発生予防	建築住宅課	・適正な管理が行われていない空家等に対し、法令に基づく必要な措置を講じることにより、生活環境の保全を図る。また、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の空家の倒壊等による被害を防止するため、その所有者等に対して撤去等にかかる費用を補助する。	500 (500)	・適正な管理が行われていない空家等に対し、法令に基づく必要な措置を講じることにより、生活環境の保全を図る。また、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の空家の倒壊等による被害を防止するため、その所有者等に対して撤去等にかかる費用を補助する。	500 (500)	・適正な管理が行われていない空家等に対し、法令に基づく必要な措置を講じることにより、生活環境の保全を図る。また、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の空家の倒壊等による被害を防止するため、その所有者等に対して撤去等にかかる費用を補助する。	500 (500)

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画				
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)			
施策2：自然環境・美しい景観の保全					6安全な水とトイレを世界中に	7エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11住み続けられるまちづくりを	12つくる責任つかう責任	13気候変動に具体的な対策を	14海の豊かさを守ろう	15陸の豊かさも守ろう
取組方針①：自然環境の保全並びに低炭素社会の形成											
55	環境基本計画の推進	環境課	・第2次環境基本計画に基づく市民・事業者等との協働による環境保全活動の実施 ・第3次環境基本計画の策定 ・市民の環境保全活動、環境活動への参加促進 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく環境学習や市民の行動変容の促進 ・えこっち・やすを中心とした環境基本計画重点プロジェクトの実践	7,290 (4,520)	・第3次環境基本計画に基づく市民・事業者等との協働による環境保全活動の実施 ・市民の環境保全活動、環境活動への参加促進 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく環境学習や市民の行動変容の促進 ・えこっち・やすを中心とした環境基本計画重点プロジェクトの実践	2,693 (857)	・第3次環境基本計画に基づく市民・事業者等との協働による環境保全活動の実施 ・市民の環境保全活動、環境活動への参加促進 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく環境学習や市民の行動変容の促進 ・えこっち・やすを中心とした環境基本計画重点プロジェクトの実践	2,693 (857)			
取組方針②：景観の保全と創出											
56	良好な景観の保全	都市政策課	・野洲市景観計画および野洲市屋外広告物条例等に基づく指導啓発により良好な景観形成を図る。 ・違反広告物の指導啓発を実施する。（国道8号エリア）	—	・野洲市景観計画および野洲市屋外広告物条例等に基づく指導啓発により良好な景観形成を図る。 ・違反広告物の指導啓発を実施する。（大津能登川長浜線エリア）	—	・野洲市景観計画および野洲市屋外広告物条例等に基づく指導啓発により良好な景観形成を図る。 ・違反広告物の指導啓発を実施する。（野洲駅北口、北野小学校周辺エリア）	—			
取組方針③：都市公園の整備・維持管理の充実											
57	みどりの基本計画の推進	都市政策課	・公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修に努める。 ・遊具の点検結果に基づき適正な維持管理に努める。	88,351 (28,591)	・公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修に努める。 ・遊具の点検結果に基づき適正な維持管理に努める。	88,000 (28,000)	・公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修に努める。 ・遊具の点検結果に基づき適正な維持管理に努める。	88,000 (28,000)			

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画					
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要			見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策3：生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給												
取組方針①：生活環境の保全												
58	環境保全対策事業	環境課	・環境測定の実施 (河川水質、大気環境、道路交通騒音等) ・事業所による環境保全に関する情報提供の実施（HPの更新、メールマガジンの発信、研修会の開催） ・不法投棄の対策、環境美化の推進	6,786 (5,566)	・環境測定の実施 (河川水質、大気環境、道路交通騒音等) ・事業所による環境保全に関する情報提供の実施（HPの更新、メールマガジンの発信、研修会の開催） ・不法投棄の対策、環境美化の推進	6,786 (5,566)	・環境測定の実施 (河川水質、大気環境、道路交通騒音等) ・事業所による環境保全に関する情報提供の実施（HPの更新、メールマガジンの発信、研修会の開催） ・不法投棄の対策、環境美化の推進	6,786 (5,566)				
取組方針②：循環型社会の形成												
59	一般廃棄物処理施設の適正な運用	野洲クリーンセンター蓮池の里処分場	(クリーンセンター) ・第二期長期包括運営事業により運営する。 ・焼却灰の再資源化としてセメントリサイクル及びメタルリサイクルを実施する。 ・地元要望項目にかかる関係事業を実施する。 ・長寿命化総合計画策定業務において、施設の劣化度診断を実施し、基幹改良工事について検討する。 (最終処分場) ・長寿命化計画に基づき、長寿命化事業を行う。	591,465 (331,962)	(クリーンセンター) ・第二期長期包括運営事業により運営する。 ・焼却灰の再資源化としてセメントリサイクル及びメタルリサイクルを実施する。 ・地元要望項目にかかる関係事業を実施する。 ・第三期長期包括運営事業発注支援業務において、基幹改良工事を含む実施方針及び要求水準書を策定する。 (最終処分場) ・長寿命化計画に基づき、長寿命化事業を行う。	557,164 (455,157)	(クリーンセンター) ・第二期長期包括運営事業により運営する。 ・焼却灰の再資源化としてセメントリサイクル及びメタルリサイクルを実施する。 ・地元要望項目にかかる関係事業を実施する。 ・第三期長期包括運営事業発注支援業務において、実施方針及び要求水準書に基づき、運営業者を選定する。 (最終処分場) ・長寿命化計画に基づき、長寿命化事業を行う。	534,016 (438,809)				
60	適切な分別と3Rの推進	環境課	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく3Rの推進。 ・食品ロスの削減を図るためフードドライブの実施。	421,651 (316,194)	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく3Rの推進。 ・食品ロスの削減を図るためフードドライブの実施。	413,863 (308,406)	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく3Rの推進。 ・食品ロスの削減を図るためフードドライブの実施。	413,863 (308,406)				
取組方針③：安全で良質な水の安定的供給												
61	水源地施設更新事業・管路更新耐震化事業	上下水道課	【水源地施設更新事業】 自己水の確保に努め、清浄にして低廉な水の安全・安定供給を図るため、水源地施設の更新を実施する。 ・南桜水源地電気計装設備更新工事（2年目） ・市内水源地通信回線更新設計 【管路更新耐震化事業】 水の安全・安定供給を図るため、老朽管路の更新を実施する。 ・栄地区配水管布設替工事（第4工区） ・富波乙地区配水管布設替工事（第3－1、3－2工区） ・行畑地区配水管布設替工事（1工区） ・西河原地区配水管布設替工事 ・県道大津能登川長浜線添架管移設工事 ・県道野洲甲西線水管橋布設工事 ・配水池連絡管改修設計（田中山高区・低区配水池）	897,840 (0)	【水源地施設更新事業】 自己水の確保に努め、清浄にして低廉な水の安全・安定供給を図るため、水源地施設の更新を実施する。 ・市内水源地通信回線更新工事 ・三上旧配水池更新設計 【管路更新耐震化事業】 水の安全・安定供給を図るため、老朽管路の更新を実施する。 ・富波乙地区配水管布設替工事（第4－1、4－2、4－3工区） ・行畑地区配水管布設替工事（2工区） ・配水管布設替設計（和田青葉台地区・比江松林団地） ・田中山高区・低区配水池連絡管改修工事	800,000 (0)	【水源地施設更新事業】 自己水の確保に努め、清浄にして低廉な水の安全・安定供給を図るため、水源地施設の更新を実施する。 ・三上旧配水池更新工事 【管路更新耐震化事業】 水の安全・安定供給を図るため、老朽管路の更新を実施する。 ・富波乙地区基幹管路布設替工事（第1－1・1－2工区） ・行畑地区配水管布設替工事（3工区） ・和田青葉台地区配水管布設替工事 ・比江松林団地地区配水管布設替工事 ・西河原地区配水管更新設計 ・富波松陽台地区配水管更新設計	800,000 (0)				
取組方針④：持続可能な下水道サービスの提供												
62	公共下水道ストックマネジメント事業	上下水道課	【点検・調査業務】 ・下水道の機能を将来にわたって維持するために策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき管路施設の点検・調査業務を実施する。（主な取組：野洲北第一分区久野部東地区） 【修繕・改築更新業務】 ・管路修繕・改築実施計画に基づき、管路の修繕を実施する。 ・ボイド管が使用されている事が判明した富波乙地区において、取付管入替工事を実施する。	109,976 (0)	【点検・調査業務】 ・下水道の機能を将来にわたって維持するために策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき管路施設の点検・調査業務を実施する。（主な取組：篠原処理分区篠原駅前地区） 【設計業務】 ・管路修繕・改築実施計画に基づき、管路の設計業務を実施する。 【修繕・改築更新業務】 ・管路修繕・改築実施計画に基づき、管路の修繕を実施する。	65,000 (0)	【点検・調査業務】 ・下水道の機能を将来にわたって維持するために策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき管路施設の点検・調査業務を実施する。（主な取組：富波松陽台地区） 【修繕・改築更新業務】 ・管路修繕・改築実施計画に基づき、管路の修繕を実施する。	62,000 (0)				

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画			
			事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策4：防災・減災対策の強化							9産業と技術革新の基盤をつくろう	11住み続けられるまちづくりを	13気候変動に具体的な対策を	
取組方針①：防災・減災対策の整備										
63	地域防災計画等の推進	自治防災課	・地域防災計画や業務継続計画、災害時受援計画、防災初動マニュアルに基づき、PDCAによる改善を図る。公共施設の状況に応じ指定避難所等を見直す。 ・国、県から計画の見直しの要請についても引き続き反映する。	66 (66)	・地域防災計画や業務継続計画、災害時受援計画、防災初動マニュアルに基づき、PDCAによる改善を図る。公共施設の状況に応じ指定避難所等を見直す。	66 (66)	・地域防災計画や業務継続計画、災害時受援計画、防災初動マニュアルに基づき、P D C Aによる改善を図る。公共施設の状況に応じ指定避難所等を見直す。	66 (66)		
64	雨水幹線整備事業	道路河川課	・JR野洲駅南口周辺の溢水対策として、妓王井川上流部において、野洲川へ放流する他に雨水を一時的に貯留する施設の導入について検討を進める。（繰越業務） この中で、公共下水道（雨水）全体計画変更および雨水の都市計画決定の手続きを完了する。 ・雨水の全体計画および都市計画決定に基づき、雨水対策施設の検討を進め、本格的な事業着手に向けて、都市計画法および下水道法に基づく認可手続きを進める。 （R 9 債務負担行為）	30,000 (15,000)	・雨水対策施設の検討を進め、本格的に事業着手に向けて、都市計画法および下水道法に基づく認可手続きを進める予定。また、事業計画の変更に向けた地質調査業務も進める。 （R 9 債務負担行為）	17,000 (8,500)	・下水道法の事業計画に基づき、下水道（雨水）の実施設計を進め、雨水施設の構造を決定する。	30,000 (15,000)		
65	河川整備の推進	国県事業推進室	滋賀県が策定した第3期滋賀県河川整備5ヶ年計画（南部土木事務所管内 2024年度から2028年度）の事業促進活動を進める。 1. 一級河川光善寺川堤防強化対策 ・河川左岸側の長島工区（第2期）の工事を実施予定 2. 一級河川妓王井川改良（流下能力の向上） ・令和7年度実施箇所から引き続き、妓王井川の河床掘り下げ工事を実施予定 3. 一級河川家棟川河川浚渫（流下能力の向上） ・令和7年度実施箇所から引き続き、家棟川の河川浚渫を実施予定 4. 一級河川童子川河川浚渫（流下能力の向上） ・令和7年度実施箇所から引き続き、妓王井川の河床掘り下げ工事を実施予定 5. 一級河川新川河道掘削（流下能力の向上） ・令和7年度実施箇所から引き続き、新川矢板護岸を実施予定	—	滋賀県が策定した第3期滋賀県河川整備5ヶ年計画（南部土木事務所管内 2024年度から2028年度）の事業促進活動を進める。 計画に基づき、市内の一級河川の堤防強化対策および流下能力の向上に向けて事業を実施	—	滋賀県が策定した第3期滋賀県河川整備5ヶ年計画（南部土木事務所管内 2024年度から2028年度）の事業促進活動を進める。 計画に基づき、市内の一級河川の堤防強化対策および流下能力の向上に向けて事業を実施	—		
66	MIZBEステーション整備	MIZBEステーション整備室	・設計事業者を決定し、詳細な工事費を積算する。 ・河川占用許可等、工事着手に必要な許可を取得する。 ・必要に応じて国、県および関係機関と協議を行う。 ・社会実験を実施し、事業を周知する。 ・施設の維持管理体制を検討する。	110,881 うち明許繰越5,126 (10,509)	・工事事業者を決定し、年度内に完了する。 ・令和10年度4月からの供用開始に向けて、国、県および関係機関と協議を行う。 ・施設の認知度向上、機運醸成に向けた取り組みを実施する。 ・施設の維持管理運営体制を決定する。	1,343,900 (107,650)	※令和10年3月に整備完了し、平常時の運用に移行するため分野が異なると思われます。 ・水防活動やにぎわい創出施設として維持管理に努める。	-		
取組方針②：総合的な防災体制・災害時応急体制の確立										
67	総合防災訓練等の推進	自治防災課	・シナリオレスによる総合防災訓練を繰り返し実施することで、各部各班における非常時優先業務の円滑な取り組みを進め、行政組織の一体的な対応力と意識向上を図る。また、自主防災組織を育成し、地域の防災力を向上させるため、研修会等を開催し、災害対応リーダーの育成を図る。 ・被害想定区域は、三上学区とする。	650 (650)	・シナリオレスによる総合防災訓練を繰り返し実施することで、各部各班における非常時優先業務の円滑な取り組みを進め、行政組織の一体的な対応力と意識向上を図る。また、自主防災組織を育成し、地域の防災力を向上させるため、研修会等を開催し、災害対応リーダーの育成を図る。 ・被害想定区域は、中里学区とする。	650 (650)	・シナリオレスによる総合防災訓練を繰り返し実施することで、各部各班における非常時優先業務の円滑な取り組みを進め、行政組織の一体的な対応力と意識向上を図る。また、自主防災組織を育成し、地域の防災力を向上させるため、研修会等を開催し、災害対応リーダーの育成を図る。 ・被害想定区域は、祇王学区とする。	650 (650)		

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画			
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策5：道路ネットワークの整備と交通安全の推進							3 すべての人に健康と福祉を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 包みこめられるまちづくりを	
取組方針①：円滑な移動を可能とする道路ネットワークの整備										
68	道路整備計画の推進	道路河川課	【市三宅妙光寺線バイパス事業】 ・地権者への事業説明を継続し、事業への理解を得るように努める。 ・継続して詳細設計を進める。	60,500 (30,250)	【市三宅妙光寺線バイパス事業】 ・地権者への事業説明を継続し、事業への理解を得るように努める。 ・用地測量を進める。	44,000 (22,000)	【市三宅妙光寺線バイパス事業】 ・地権者への事業説明を継続し、事業への理解を得るように努める。 ・補償調査を進める。	56,000 (28,000)		
69	国県・県道整備の推進	国県事業推進室	・国道8号バイパス整備や令和4年度に策定された滋賀県道路整備アクションプログラム2023に基づく幹線道路の整備を進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消を目指す。 1. 国道8号野洲栗東バイパス整備事業 ・高架橋および橋梁工等を継続して実施予定 ・国道8号近江八幡・野洲間における道路調査の動向を注視するとともに関係機関とも連携し積極的に協議を進める。 2. 大津湖南幹線道路整備事業 ・木部工区の道路改良工事（舗装・交通安全施設・その他道路改築等）を実施予定 ・比留田工区 3. 県道木部野洲線道路改良事業 ・用地取得した箇所の工事を継続して実施予定 4. 【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路 野洲・湖南・竜王広域交通ネットワーク勉強会において事業の必要性・優先度の検証を予定 5. 県道菖蒲線 ・用地測量等を実施予定	4,050 (4,050)	・国道8号バイパス整備や令和4年度に策定された滋賀県道路整備アクションプログラム2023に基づく幹線道路の整備を進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消を目指す。 1. 国道8号野洲栗東バイパス整備事業 ・高架橋および橋梁工等を継続して実施予定 ・国道8号近江八幡・野洲間における道路調査の動向を注視するとともに関係機関とも連携し積極的に協議を進める。 2. 大津湖南幹線道路整備事業 ・木部工区の道路改良工事（舗装・交通安全施設・その他道路改築等）を実施予定 ・比留田工区 3. 【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路 野洲・湖南・竜王広域交通ネットワーク勉強会において事業の必要性・優先度の検証を予定 4. 県道菖蒲線 ・用地測量等を実施予定	—	・国道8号バイパス整備や令和4年度に策定された滋賀県道路整備アクションプログラム2023に基づく幹線道路の整備を進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消を目指す。 1. 国道8号野洲栗東バイパス整備事業 ・高架橋および橋梁工等を継続して実施予定 ・国道8号近江八幡・野洲間における道路調査の動向を注視するとともに関係機関とも連携し積極的に協議を進める。 2. 大津湖南幹線道路整備事業 ・木部工区の道路改良工事（舗装・交通安全施設・その他道路改築等）を実施予定 ・比留田工区 3. 【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路 野洲・湖南・竜王広域交通ネットワーク勉強会において事業の必要性・優先度の検証を予定 4. 県道菖蒲線 ・用地測量等を実施予定	—		
取組方針②：誰もが使いやすく安全な道路環境の整備										
70	通学路の安全対策	道路河川課	・通学路交通安全対策推進会議において合同点検を実施し、市内通学路の危険個所の施設改修等を行う。	52,925 (23,817)	・通学路交通安全対策推進会議において合同点検を実施し、市内通学路の危険個所の施設改修等を行う。	30,000 (13,500)	・通学路交通安全対策推進会議において合同点検を実施し、市内通学路の危険個所の施設改修等を行う。	30,000 (13,500)		
取組方針③：交通安全の意識啓発の推進										
71	交通安全計画の推進	自治防災課	・第12次滋賀県交通安全計画に基づき各種施策（啓発・教育活動の推進等）を実施する。	—	・第12次滋賀県交通安全計画に基づき各種施策（啓発・教育活動の推進等）を実施する。	—	・第12次滋賀県交通安全計画に基づき各種施策（啓発・教育活動の推進等）を実施する。	—		

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画	
			事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)
施策6：公共交通の利便性の向上							9産業と技術革新の基盤をつくろう	11住み続けられるまちづくりを
取組方針①：公共交通の利便性の向上								
72	公共交通の利便性の向上	都市政策課	・ 地域医療センターの開院（令和9年3月）に併せてコミュニティバスを再編する。 ・ 運転免許を持たない方の買い物や通院等の移動手段としてコミュニティバスを運行する。 ・ 野洲市地域公共交通計画の進捗管理を行う。 ・ 公共交通の利用促進事業を実施する。 ・ 新たな公共交通手段の検討。	134,043 (83,457)	・ 野洲市地域公共交通計画の進捗管理を行う。 ・ 野洲市地域公共交通計画の見直し ・ 新たな公共交通手段の検討。	134,043 (83,457)	・ 野洲市地域公共交通計画の進捗管理を行う。 ・ 野洲市地域公共交通計画の改定。 ・ 新たな公共交通手段の検討。	134,043 (83,457)
73	高齢者の移動手段の確保	高齢福祉課	・ 共同送迎の空き時間と車両を活用して、高齢者の買い物等の移動を支援し、外出機会の確保と生活の質の向上を目指す。	4,488 (1,137)	・ 共同送迎の空き時間と車両を活用して、高齢者の買い物等の移動を支援し、外出機会の確保と生活の質の向上を目指す。 ・ 共同送迎については、第10期計画から介護保険の保健福祉事業として、第1号被保険者の保険料を財源として実施する。	4,488 (1,137)	・ 共同送迎の空き時間と車両を活用して、高齢者の買い物等の移動を支援し、外出機会の確保と生活の質の向上を目指す。	4,488 (1,137)

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画		
			事 業 概 要	見込額 〔単位：千円〕 (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 〔単位：千円〕 (内一般財源)	事 業 概 要	見込額 〔単位：千円〕 (内一般財源)	
分野⑤：市民活動・行財政運営									
施策1：市民活動・自治会活動の推進							16  平和と公正を すべての人に	17  パートナーシップで 目標を達成しよう	
取組方針①：市民活動の継続的な支援									
74	市民活動団体への支援	市民協働室	・『市民活動促進補助金交付要綱』に基づき、市民活動団体を支援する。 ・引き続き、社会貢献を目的とした市民活動の更なる活性化と促進のため、市民活動団体の交流や意見交換の場を設定、応援講座の開催等を行い、その中で、現場の意見も含め、より有効的な市民活動支援を模索する。	4,953 (3,854)	・『市民活動促進補助金交付要綱』に基づき、市民活動団体を支援する。 ・引き続き、社会貢献を目的とした市民活動の更なる活性化と促進のため、市民活動団体の交流や意見交換の場を設定、応援講座の開催等を行い、その中で、現場の意見も含め、より有効的な市民活動支援を模索する。	4,953 (3,854)	・『市民活動促進補助金交付要綱』に基づき、市民活動団体を支援する。 ・引き続き、社会貢献を目的とした市民活動の更なる活性化と促進のため、市民活動団体の交流や意見交換の場を設定、応援講座の開催等を行い、その中で、現場の意見も含め、より有効的な市民活動支援を模索する。	4,953 (3,854)	
取組方針②：持続可能な自治会活動への支援									
75	持続可能な自治会活動への支援 (コミュニティセンター)	自治防災課	・地域の活動拠点の施設であるコミュニティセンターを快適に利用するため計画的な施設改修を行う。 ・コミュニティセンターひょうずLED化工事 ・防災機能を備える防災型小規模コミュニティセンターの建設に向けた再協議を行う。	36,920 (3,720)	・地域の活動拠点の施設であるコミュニティセンターを快適に利用するため計画的な施設改修を行う。 ⇒コミュニティセンターなかさと空調改修工事実施設計業務委託 ・防災機能を備える防災型小規模コミュニティセンターの建設に向けた再協議を行う。	4,000 (1,000)	・地域の活動拠点の施設であるコミュニティセンターを快適に利用するため計画的な施設改修を行う。 ⇒コミュニティセンターなかさと空調改修工事 ⇒コミュニティセンターひょうず空調改修工事実施設計業務委託 ・防災機能を備える防災型小規模コミュニティセンターの建設に向けた再協議を行う。	47,000 (11,750)	
施策2：市民との情報共有の推進							16  平和と公正を すべての人に	17  パートナーシップで 目標を達成しよう	
取組方針①：多様な手段を用いた広報・広聴活動の充実									
76	SNS等を活用した広報事業	広報秘書課	・引き続きLINEによる情報発信を実施する。 ・引き続きマチイロアプリへ広報紙を掲載し、情報発信を進めていく。 ・引き続きYouTubeで市の魅力を発信していく。	—	・引き続きLINEによる情報発信を実施する。 ・引き続きマチイロアプリへ広報紙を掲載し、情報発信を進めていく。 ・引き続きYouTubeで市の魅力を発信していく。	—	・引き続きLINEによる情報発信を実施する。 ・引き続きマチイロアプリへ広報紙を掲載し、情報発信を進めていく。 ・引き続きYouTubeで市の魅力を発信していく。	—	
77	ドコでもトークによる広聴事業	広報秘書課	・引き続きドコでもトークを開催し、各施策における課題や新たな市民ニーズの把握に努める	—	・引き続きドコでもトークを開催し、各施策における課題や新たな市民ニーズの把握に努める	—	・引き続きドコでもトークを開催し、各施策における課題や新たな市民ニーズの把握に努める	—	
78	マーケティング手法を活用したシティプロモーション	広報秘書課	・事業の実施に向けた企画及び事業設計に取り組み、次年度以降の計画を策定する。	—	・計画に基づき、事業を推進する。	—	・計画に基づき、事業を推進する。	—	

第2次野洲市総合計画実施計画（令和8年度～10年度）

※各年度の主要事業、見込額は、事業の進捗状況や予算編成過程により見直すことがあります。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和8年度計画		令和9年度計画		令和10年度計画			
			事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)	事業概要	見込額 [単位:千円] (内一般財源)		
施策3：効果的・効率的な行財政運営							12 つくる責任 つかう責任 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	
取組方針①：計画的で効率的な行財政運営										
79	ふるさと納税の活用	地域経済振興課	・返礼品を設定したふるさと納税（個人）を活用し、地場産品の振興並びに新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上のため継続した取り組みを行う。	765,639 (0)	返礼品を設定したふるさと納税（個人）を活用し、地場産品の振興並びに新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上のため継続した取り組みを行う。	765,639 (0)	・返礼品を設定したふるさと納税（個人）を活用し、地場産品の振興並びに新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上のため継続した取り組みを行う。	765,639 (0)		
80	持続可能な行財政の運営の実現に向けた行財政改革の推進	総合調整課	・行財政改革推進プランの実施 ⇒公共サービスのあり方検討 ⇒公共施設の統廃合の推進 ⇒広告事業の実施 ⇒人件費圧縮の取組み推進 ⇒DX、業務効率化の推進 ・新たなプランの策定検討	360 (360)	・新たな行財政改革の方針に基づく取組の実施 ⇒内部事務効率化 ⇒市民サービス、市民満足度の向上 ⇒更なる歳入確保の取組推進 等	360 (360)	・新たな行財政改革のプランに基づく取組の実施 ⇒内部事務効率化 ⇒市民サービス、市民満足度の向上 ⇒更なる歳入確保の取組推進 等	360 (360)		
81	債権管理条例の適正運用による市税等の確保	税務納税課	・債権管理条例及び債権管理マニュアルによる具体的な運用に基づき、各債権所管課から移管を受けた徴収困難債権について適正徴収に努める。	796 (796)	・債権管理条例及び債権管理マニュアルによる具体的な運用に基づき、各債権所管課から移管を受けた徴収困難債権について適正徴収に努める。	796 (796)	・債権管理条例及び債権管理マニュアルによる具体的な運用に基づき、各債権所管課から移管を受けた徴収困難債権について適正徴収に努める。	796 (796)		
82	外部人材登用による効率化と組織力向上	人事課	・企業派遣型地域活性化企業人制度と内閣府の地方創生人材支援制度を併用活用のおうえ、民間企業との協定に基づく出向による外部人材の登用により、市のブランド化、プロモーション戦略の推進を行う。	8,400 (2,300)	・令和8年度に引き続き民間企業との協定に基づく出向による外部人材の登用により、市のブランド化、プロモーション戦略の推進を行うとともに翌年度以降の外部人材登用による組織力向上を検討する。	8,400 (2,300)	令和9年度の検討結果に基づき、必要に応じて外部人材の登用を行う。	—		
取組方針②：広い視野と経営的視点を持った職員の育成										
83	職員研修の充実及び職員提案制度の活用	人事課	・管理職向けマネジメント力向上研修や評価者及び被評価者を対象とした研修の実施により、組織力の向上を図る。 また、人事評価制度に基づき個人目標を設定し、目標管理を行い業務を進め、成果を挙げることににより、主体的な職務の遂行及びより高い能力をもった職員の育成に努める。	4,400 (4,400)	・管理職向けマネジメント力向上研修や評価者及び被評価者を対象とした研修の実施により、組織力の向上を図る。 また、人事評価制度に基づき個人目標を設定し、目標管理を行い業務を進め、成果を挙げることににより、主体的な職務の遂行及びより高い能力をもった職員の育成に努める。	4,400 (4,400)	・外部委託による管理職向けマネジメント力向上研修や評価者及び被評価者を対象とした研修の実施により、組織力の向上を図る。 また、人事評価制度に基づき個人目標の設定、目標管理を再認識したうえで業務を進め、成果を挙げることににより、主体的な職務の遂行及びより高い能力をもった職員の育成に努める。	4,400 (4,400)		
取組方針③：先端技術の導入と電子化の推進										
84	先端技術の導入と電子化の推進	デジタル活用推進課 総務課 会計課	・電子申請の対象手続の拡張 ・R P A（自動化ツール）対象手続の拡張 ・生成A I 運用拡張・チャットツール利用 ・契約事務の効率化、契約書のペーパーレス化、契約相手方（事業者）の負担軽減を目的とし、電子契約システムを導入する。 ・文書管理・電子決裁システムの運用 ・財務会計システムの電子決裁運用 ・D X推進リーダー、デジタル人材育成研修の実施 ・庁内D X推進ロードマップに基づくD Xの推進 ・窓口キャッシュレス決済運用 ・財務会計システム eL-QR対応 ・電子請求書導入	デジタル活用推進課 13,947 (10,667) 総務課 317 会計課 6,554 (3,185)	・電子申請の対象手続の拡張 ・R P A（自動化ツール）対象手続の拡張、チャットツール利用 ・生成A I 運用拡張 ・文書管理・電子決裁システムの運用 ・財務会計システムの電子決裁運用 ・D X推進リーダー、デジタル人材育成研修の実施 ・庁内D X推進ロードマップに基づくD Xの推進 ・窓口キャッシュレス決済運用 ・電子請求書運用	デジタル活用推進課 13,857 (10,577) 会計課 2,891 (2,891)	・電子申請の対象手続の拡張 ・R P A（自動化ツール）対象手続の拡張 ・生成A I 運用拡張・チャットツール利用 ・文書管理・電子決裁システムの運用 ・財務会計システムの電子決裁運用 ・D X推進リーダー、デジタル人材育成研修の実施 ・庁内D X推進ロードマップに基づくD Xの推進 ・窓口キャッシュレス決済運用 ・電子請求書運用	デジタル活用推進課 13,923 (10,643) 会計課 2,891 (2,891)		